

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月6日

横浜市契約事務受任者

道路・交通政策局長 角野 智史

1 契約の概要

新横浜駅横断地下道エレベーターピット排水作業立会業務委託

2 履行（納品）場所

港北区篠原町2974番地先

3 契約日

令和8年6月9日

4 履行日又は履行期間

令和8年8月31日

5 契約金額

37,400円（うち消費税及び地方消費税相当額3,400円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

東芝エレベータ株式会社 神奈川支社

支社長 大津 和人

神奈川県横浜市西区みなとみらい4-4-2 横浜ブルーアベニュー3階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新横浜駅横断地下道のエレベーターにおいて、ピットへ雨水が流入し冠水しました。これによりエレベーターは利用停止しており、利用者へ多大な影響が生じています。

このため、排水業者によるバキューム車を用いた排水作業を実施します。本委託は、当該排水業作業を安全に実施するため、排水業者とは別にエレベーター操作および立会いを緊急契約により実施するものです。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターは専門的な操作を要する設備であり、その運用に精通している点検保守会社である東芝エレベータ株式会社以外の事業者では、安全かつ確実な対応が困難です。さらに、本件では排水業者の作業に際し、エレベーター操作および立会いが

必要となることから、これらを適正に遂行できる同社を選定したものです。

9 所管課

道路・交通政策局道路部施設課